

貸金業者向けの総合的な監督指針(新旧表)

現 行	改 正 案
<p>貸金業者向けの総合的な監督指針</p> <p>Ⅲ－３ 貸金業法等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録の申請、届出書等の受理</p> <p>（１）登録申請書、届出書の受理</p> <p>①～② (略)</p> <p>③<u>法第４条第２項第４号に規定する「営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し」</u>については、次によるものとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>④法人であって、<u>施行規則第４条第３項第１１号</u>に規定するものを有しない者に対する同項第１０号に規定する「貸借対照表又はこれに代わる書面」の内容の確認又は個人に対する同項第１２号に規定する「財産に関する調書」（以下「財産調書」という。）の内容の確認に当たっては、必要に応じ、例えば、以下のような書面によるものとする。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>（２）登録の申請の審査</p> <p>①～② (略)</p> <p>③申請者が法人である場合、<u>法第６条第１項第１４号</u>の財産的要件の審査に当たっては、<u>施行規則第４条第３項第１１号</u>若しくはⅢ－３－１（１）④に規定する書類又は必要に応じて申請者に対するヒアリングにより、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成された貸借対照表に基づく純資産額であるかを確認するものとする。</p> <p>④～⑧ (略)</p>	<p>貸金業者向けの総合的な監督指針</p> <p>Ⅲ－３ 貸金業法等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録の申請、届出書等の受理</p> <p>（１）登録申請書、届出書の受理</p> <p>①～② (略)</p> <p>③<u>施行規則第４条第３項に規定する「営業所又は事務所の所在地に関する登記事項証明書その他の当該所在地を証する書面」</u>については、次によるものとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>④法人であって、<u>施行規則第４条第４項第１１号</u>に規定するものを有しない者に対する同項第１０号に規定する「貸借対照表又はこれに代わる書面」の内容の確認又は個人に対する同項第１２号に規定する「財産に関する調書」（以下「財産調書」という。）の内容の確認に当たっては、必要に応じ、例えば、以下のような書面によるものとする。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>（２）登録の申請の審査</p> <p>①～② (略)</p> <p>③申請者が法人である場合、<u>法第６条第１項第１４号</u>の財産的要件の審査に当たっては、<u>施行規則第４条第４項第１１号</u>若しくはⅢ－３－１（１）④に規定する書類又は必要に応じて申請者に対するヒアリングにより、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成された貸借対照表に基づく純資産額であるかを確認するものとする。</p> <p>④～⑧ (略)</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(新旧表)

現 行		改 正 案	
(中略) 貸金業者登録審査事務チェックリスト(貸金業を的確に遂行するための必要な体制) (略)		(中略) 貸金業者登録審査事務チェックリスト(貸金業を的確に遂行するための必要な体制) (略)	
適否	審 査 内 容	適否	審 査 内 容
	貸金業の業務に関する社内規則(施行規則第4条第3項第14号)		貸金業の業務に関する社内規則(施行規則第4条第4項第14号)
(略)	(略)	(略)	(略)